

■実施期間 令和6年10月15日(火曜日)～同年11月14日(木曜日)

■意見提出人数：16名1団体、意見総数：63件

主な意見の要旨

都の自然保護行政として、こうした具体的な戦略方針や保全策を示すことは大変画期的で、素晴らしい施策だと思う。この内容を都庁の関係各局および区市町村、公園管理者、NPOや民間団体等で共有、実践、連携してもらえよう環境局で主導してもらいたい。

従来の「種」に着目した保全アプローチだけでは進展しない取組もあるため、「生態系」に着目した保全アプローチも行っていくという方針案に賛成である。また「生態系」そのものや、それに着目した保全アプローチの妥当性について、一般の方々には理解しづらいところもある。方針案の公開によって、これらの概念を醸成していくための普及啓発も必要である。

種からの保全アプローチのうち、東京都内で行われる再導入については、いつ、どこで、だれが実施するかを東京都に届け出す窓口が必要だと思う。

外来種対策においては、調査と普及啓発のみでは被害を減らすことはできず、防除しなければ被害を減らすことは難しい。よって、都独自の外来種対策行動3原則を提唱し防除を実践していくという方針に賛成である。

現在減少している種を回復させる(生息地を増やすなど)ための指針があると良い。本当の意味でネイチャーポジティブを実現するには、人間が奪い取った生育地を人間の手で創造、再生する手段が必要だと思う。

方針の文中には「東京都には自然史情報を収集、蓄積、分析する博物館機能を有する専門施設がないため、野生生物全般の状況を把握するための系統的、網羅的な調査は行われておらず、行政が保有する調査結果等の生物多様性に関する情報も一元的に集約、蓄積されてきませんでした。」との指摘がなされているが、「戦略5 専門知・伝統知等に基づく保全の推進」には、博物館機能を有する専門施設についての言及はなく、単に情報を収集・蓄積していく、という旨の言及がなされているのみである。生物多様性センターのような機能を持たせた施設の設置や取組を行ってはいかがか。

記録収集することだけでなく、伝統知・地域知に触れる体験会や講習会の開催や、伝統知・地域知が実践されている保全地域等を増やす取組を行うことも追記して欲しい。生きた知恵・技術として継承することが重要である。

ネイチャーポジティブが謳われているが、それに関する取組があまりないように感じる。近年、井の頭池や長池(八王子市)のかいぼりの一環で、埋土種子から絶滅したと思われていた植物種が復活したということがあり、いい具体例だと思われるので、コラムで取り上げてはどうだろうか。また、埋土種子から絶滅危惧種等を復活させる手法などは施策に取り入れることを検討していただきたい。

パブコメに寄せられた御意見と都の考え方

※特に資料名の記載がなければ、ページ番号は、「東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針（答申素案）（令和6年度第4回東京都自然環境保全審議会計画部会（令和7年1月）」の該当ページを指します。また、下線部は追記箇所、取り消し線は削除箇所を表します。

意見の概要		都の考え方
第1章 方針策定の背景と目的		
1	自然環境の保全と利用をうまく両立させていくことが重要だと思う。開発や保全、どちらかに偏った議論で対立が生まれるのは好ましくない。その意味で、こうした方針が示されると、自然環境の保全を進めていく際のメリハリがついて良いのではないかと思う。	いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
2	生物多様性地域戦略およびレッドリストと合わせて、都の自然保護行政として、こうした具体的な戦略方針や保全策を示すことは大変画期的で、素晴らしい施策だと思う。 この内容を都庁の関係各局および区市町村、公園管理者、NPOや民間団体等で共有、実践、連携してもらえよう環境局で主導してもらいたい。	いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
3	昆明・モンリオール生物多様性枠組のネイチャーポジティブ（生物多様性の損失を止め、反転させる）を実現するためには、新たな野生絶滅をゼロにするのは当然の目標として、さらに「絶滅危惧種（レッドリスト記載種）を現状より減少させる」ことを目標に掲げるべきと考えます。	p4（※）の方針策定の目的内に、絶滅危惧種が減少するような状況を目指す旨の記述をしており、より分かりやすくするため以下の通り修正しました。 また、図1-6の位置も修正しております。 【修正箇所】 p4 一方よって、適切な対策を行うことにより、これ以上、絶滅種を増やすことなく、絶滅危惧種が減少するような状況を目指すことができるのです重要となります。
第2章 野生生物をめぐる現状と課題		
4	p10 17行目について 「東京の地形は、およそ100万年前の隆起により」→「東京の地形は、およそ300万年前の隆起により」 列島の東西圧縮が著しくなったのが300万年前とされています。隆起の開始という意味であれば500万年の方が適切かもしれません。	いただいた御意見を元に、以下の通り修正しました。 【修正箇所】 p10 「b」 東京の地形は、およそ 100 300万年前以降の隆起により奥多摩を含む関東山地や丘陵地ができたこと、

意見の概要	都の考え方
<p>5</p> <p>都内の自然公園ではトレイルランによる影響が発生しており、また、東京都自然公園利用ルールにおいてもトレイルランでの利用ルール等が設定されている。</p> <p>p13「c」に、登山者等のレクリエーション利用の影響の例として、トレイルランによる影響も記載が必要と考える。</p> <p>p54「ウ」に、トレイルラン、特にトレイルラン大会の影響について言及すべき。</p> <p>p55「エ」に、トレイルラン大会へ影響緩和のための指導を行うべき。</p>	<p>いただいた御意見をふまえ、以下の通り一部を修正し、そのほかについては今後の取組の参考にさせていただきます。</p> <p>【修正箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ p13「c」に下線部分を追記 利用者の多い登山やトレイルランなどで多く利用される登山道や、植物や野鳥観察の人気スポットである山頂周辺、丘陵等の植物や野鳥観察の大気スポットでは人が集中し、写真撮影や観察目的で山道を外れ、付近では、登山道を外れた利用者の踏みつけによる植生の裸地化や… ・ p54「ウ」に下線部分を追記 ウ 登山者等の過剰踏圧による… 利用者の多い登山やトレイルランなどで多く利用される登山道や山頂付近では、登山道を外れた利用者の踏圧により…
<p>6</p> <p>ビオトープや野生生物のハビタットを市民が維持管理や保護活動をしている場合、高齢化等で担い手が減少傾向にある。また、元々、維持管理や保護活動において必要な活動が足りていないなどの理由で、危機につながっている場合がある。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
<p>7</p> <p>p17「エ」について 多摩川のカワラノギクの減少要因は台風による大規模な出水という文脈になっている。カワラノギクの減少要因は、むしろ出水の減少による礫河原の減少によるものであるため、河川構造の人為的な改変によって生育地が限定され、近年の大規模出水による生育地の破壊の影響がより増大しているといった記載に変更すべきと考える。</p>	<p>いただいた御意見を参考に、以下の通り修正しました。</p> <p>【修正箇所】 p17「エ」 東京都においても、近年の人為的な環境改変等によって、野生生物の生息・生育地が限定されてきました。それに加え、近年の気候変動や地球環境の変化を受けて自然災害が激甚化・頻発化したことにより、生息・生育地が消失するなどの負の影響が確認され、報告されています29。一部では既にその影響が確認されています。例えば、多摩川のカワラノギクは、2019年に発生した極めて大規模な洪水により、残存していた個体群が消失したことが報告されています。</p>
<p>8</p> <p>p19（4）について 「鳥獣利用の減少などによる二次的植生の消失」の意味がわからない。</p>	<p>いただいた御意見をふまえ、以下の通り修正しました。</p> <p>【修正箇所】 p19（4） …管理や利用の縮小、鳥獣利用の減少などによる二次的植生の消失や二ホンジカの分布拡大、外来種による…</p>
<p>9</p> <p>p19（7）について 環境教育や普及啓発の不足や、それらの方法のありかた、自然史博物館がなく教育普及の拠点がなくことなども問題。学芸員がいれば発揮されるはずの機能の欠如がある。 これらの状況を変えていくための具体的な取組を追記すべき。</p>	<p>いただいた御意見をふまえ、以下の通り修正しました。</p> <p>【修正箇所】 p19（7） 協働を促すためのネットワーク等の構築とそれらの活動拠点が必要となっています。</p>

意見の概要		都の考え方
第3章 野生生物の戦略的保全		
10	p23について 「生態系」に着目した保全アプローチは大変素晴らしい方針である。また、「種」に着目した保全アプローチと両輪で進めていくことも賛成する。一方、「種」に着目した保全アプローチの方が都民への訴求力があると思われることから、今後「生態系」に着目した保全アプローチをより多くの都民に理解していただく工夫が必要になると考えられる。	いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
11	p24について 従来の「種」に着目した保全アプローチだけでは進展しない取組もあるため、「生態系」に着目した保全アプローチも行っていくという方針案に賛成である。また「生態系」そのものや、それに着目した保全アプローチの妥当性について、一般の方々には理解しづらいところもある。方針案の公開によって、これらの概念を醸成していくための普及啓発も必要である。	いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
12	戦略1について 今現在は普通に見かける生物に対しては保全への意識は低いものと思う。しかし、これまで日本で絶滅した野生生物には、普通に見かけるほど生息していたカワウソやトキなどがいる。現在普通に生息する種の中では例えば、ムササビの東京都のレッドデータを検索すると、奥山の方では普通評価だが、南多摩では準絶滅危惧種の評価であり、生息地である森林の後退や分断によりさらに評価が悪くなるとある。人間の社会の変化による環境の変化が、普通に見かける生物の生息地の減少をひき起こしているように見える。生息地を失ってからの保全は難しいように思える。保全の対象を種だけでなく、変化や減少する生息地、さらに広く生態系をも対象として取り組む事が大変重要と考える。	いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
13	p24-27 戦略1について 野生生物の中でも、哺乳類は行動圏も広く、様々な生態系を含む生息地の広がりが必要とする。特に樹林環境を生息環境とするムササビは、南多摩地域では準絶滅危惧種とされている。現在は緑地の広がりの中で孤立した個体群が維持されている。しかし、近い将来、開発によってムササビの生息地の分断が起こり、生息地の縮小が見込まれる。また外来リスの近隣県からの分布拡大や新たな逸出・定着によっては、壊滅的な影響を受ける可能性もあり、南多摩地域のムササビ個体群は地域絶滅に向かうリスクが高まると予想される。地域絶滅を避けるためにも、樹林地の連続性を確保した上で、生息環境の質を保ちながら維持すること、外来種管理を徹底することが必要である。面的な樹林環境の広がりを保ち、生物種間のつながりや生態系機能を重視した「生態系」に着目した保全アプローチの考え方はムササビ個体群の存続にもつながるもので、重要な環境施策であるといえる。	いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
14	農業公園の現場は、生き物と人の暮らしのかかわりを、目前で観察でき、生態系がどのように循環しているか観察できる現場でもある。普及啓発、モニタリングや、実践の場所として、農業公園を活用していくのはいかがか。	いただいた御意見は関係者と共有し、今後の取組の参考とさせていただきます。

意見の概要	都の考え方
<p>15 林業被害防除柵に比べ、植生保護柵の年間の設置距離は短く、シカによる自然植生への食圧で、本来当たり前に見られるべき自然植生すらすでに自然回復が不可能なほど壊滅している。辛うじて超希少植物は一時的に残されるかもしれないが世代交代はほぼ不可能な状態である。多くの保全対象種を含む多様な生物の生息の拠り所となっている森林生態系は劣化する一方である。植生保護柵も林業被害防除柵と同じくらいの規模で設置しないと森林（生態系）の存続・自然更新は難しいのではないかと。</p> <p>その観点から、本保全方針の「これまでの種に着目した保全のみならず、生態系に着目した保全が重要」という視点には大いに賛同する。</p>	<p>いただいた御意見は関係者と共有し、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
<p>16 p26「工」について かく乱の必要性に触れていることが素晴らしい。一般に、保全とは手を付けないようにすることであると考えがちであるため、かく乱の重要性をより多くの人に理解していただけるような取組も必要ではないだろうか。なお、例として水辺や湿地帯等とされているが、二次草原（あるいは草地）も追記いただけるとありがたい。</p>	<p>いただいた御意見を参考に、以下の通り修正しました。</p> <p>【修正箇所】 p26「工」3段落目 水辺や湿地帯、草地等において植物の遷移</p>
<p>17 現在、減少している種を回復させる（生息地を増やすなど）指針があると良い。本当の意味でネイチャーポジティブを実現するには、現状維持では駄目で、人間が奪い取った生育地を人間の手で創造、再生する手段が必要だと思う。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
<p>18 p29「ア」について 自然保護条例第43条はとても重要だと思う。レッドデータブックなどに掲載されている種が重要なのは認知されているが、重要なのはその種が生きる「生息地」の保全・維持である。仮に域外保全で栽培、増殖させたとしても本来の生育地がなくなってしまうと、自然界での回復は見込めない。できれば、消失させた生育地を回復に努めるような条例等があると良い。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
<p>19 p31「a」について 域内保全の担い手不足をどのように解消していくかが重要。OECMへの登録の簡易さや登録によるメリット、博物館等での担い手教育、市民団体の持続可能な活動や、若者が参画する仕組みの構築、森林環境税を保全活動の人件費に使えるようにすること、などが考えられる。</p> <p>生息地ではメタ個体群を形成すべく、局所個体群を多く作りだし、各個体群のネットワークを作ることが重要。それが困難な場合には、人為的にネットワークを作ることにも必要。植物に関しては、侵略的外来種を駆除した後、在来種や希少種の育苗した苗や種子を積極的に植え込み、播種することで、個体群を作り出していくことも必要。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
<p>20 p31「b」について 生息域外保全については「再導入事業」の届け出制の導入が必要と思う。都内では水草や両生類の再導入などが都の管理地で既に行われ、開発事業における移植もかねてより実施されている。</p> <p>東京都内で行われる再導入については、いつ、どこで、だれが実施するかを東京都に届け出する窓口が必要だと思う。届出を義務化するには条例の位置づけが必要になるが、任意でもよいのでは。</p> <p>将来的には届け出があった再導入計画について、チェックする機関ができればなおよい。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
<p>21 P31「c」について 監視体制やモニタリング調査を強化するために、種の保存法に基づく希少野生動植物種保存推進員にならい、東京都希少野生動植物種保存推進員制度を創設すべきと思う。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

意見の概要		都の考え方
22	p31 「c」について 実効性のある規制や監視体制の構築の手段として、レッドリスト掲載種すべての遺伝的変異を地域ごとに把握し、また生活史を明らかにした上で保護計画を立てることが考えられる。	いただいた御意見は関係者と共有し、今後の取組の参考とさせていただきます。
23	エリアごとに地域遺伝子を保護する仕組みが必要ではないか。	いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
24	1つ、2つでも市民にわかりやすい具体的な内容が必要に思う。函師小野路歴史環境保全地域はいい一例。市街地からわずかに離れた場所にこのような場所があること、その意義を市民に伝えることが大切。地元市民が自分たちも同じ生態系の一員である、ことを認識してもらうことが理解と今後の活動につながるように思う。	いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
25	p33（1）について 外来種対策においては、調査と普及啓発のみでは被害を減らすことはできない。すでに野外に侵入してしまった外来種の場合、防除しなければ被害を減らすことは難しい。よって、都独自の外来種対策行動3原則を提唱し防除を実践していくという方針に賛成である。	いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
26	p36 「d」について 土地または水域の所有者や管理者が、自らが管理する区域に侵略的外来種が生息しているにも関わらず、被害が顕在化していないことを理由に対策を行わず、外来種を蔓延、拡散させている場合がある。こういう状況に対して、何らかの規制を検討すべきである。	いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
27	p36 「d」について 近年は非常に速いスピードで新たな種の導入が動物・植物で行われており、規制が追いついていないように思われる。「東京における自然の保護と回復に関する条例」の第45条に基づき、外来種の流通のチェックをしっかりと行っていただきたい。	いただいた御意見は関係者と共有し、今後の取組の参考とさせていただきます。
28	p 36 「ウ」下から6行目について 「新島では、ニホンジカによって植生破壊や踏圧による土砂流出が発生しています。」に、ダニの増加による衛生被害も追加すべき。	いただいた御意見を元に、以下の通り修正しました。 【追記箇所】 p36 「ウ」 新島では、ニホンジカによって植生破壊や踏圧による土砂流出のほか、ニホンジカに寄生するマダニの害が発生しています。
29	p33-36について 特定外来生物のクリハラリス（タイワンリス）が神奈川県で増加し、分布拡大中である。生態系への影響が大きいことが予想されるため、神奈川県では捕獲を進めている。東京都の一部でも定着が確認され、捕獲対策が行われている。 一方で、都内ではケージの中にクリハラリスを飼育し、来園者が餌を手から与えることができる施設がある。こうしたクリハラリスとふれあう経験を持つことで、自治体が進めている捕獲業務への反発が生じる可能性がある。また、不特定の来園者が出入りすることで、ケージから逃げる可能性もある。外来生物法が制定されたのち、いまだに特定外来生物の飼育施設が動物とのふれあいを目的に存続していることは問題ではないかと思う。野外への逸出や市民への意識の面から考え、一刻も早く改善してもらいたい。	いただいた御意見は関係者と共有し、今後の取組の参考とさせていただきます。

意見の概要		都の考え方
30	都市における生態系の保全はこれからの野生生物保護の重要戦略の一つとなる。東京では公園全体がサンクチュアリのようにになっている一方、公園ごとにかなり生物保護の温度差を感じる。少なくとも東京都立の公園では統一した戦略が必要に思う。 一般市民憩いの場とサンクチュアリのような場所に機能を分けるのも一つだが、あまりいい方向に向かっている感じはしない。このあたりは具体的な施策の知恵出しが必要であると感じる。	いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
31	p37 戦略4について 「(2) 具体的な取組の方向性」としてアからオがあるが、東京湾のことが書かれていないため、たとえばp.68の「ア保護上重要な生態系である干潟や塩性湿地の保全・再生を強化」の内容と重複するとしても、追記してはいかがか。東京の都市における生態系として東京湾は外せないと考える。	いただいた御意見を元に、以下の通り修正しました。 【追記箇所】 ・ p37 (1) かつては、干潟や湿地、草地、… ・ p38 「イ」 台地部等に都内に残されている豊かな自然環境を有する地域について、 (中略) また、東京湾における良好な干潟や塩性湿地の保全・再生を進めていきます。また、地域の自然環境の核となる保全地域においては、植生回復や樹木の再生…
32	p38 「イ」について 台地部に残されている豊かな自然環境の中で、都市公園はまとまった面積をもち、地域の自然環境の核となる場所である。公園内においても植生回復や樹木の再生を積極的に進め、生態系の保全と質の向上を図るべきである。 「多様な生物が生息する都立公園づくり事業」のように、既に実行されている取組もある。ただし取り組んでいる区域が園面積の1割程度にとどまっている公園がある。公共緑地として期待されている十分な規模感で行って行くべきである。	いただいた御意見を元に、以下の通り修正しました。 【追記箇所】 p38 「イ」 地域の自然環境の核となる保全地域においては、植生回復や樹木の再生を進めるとともに、希少種保全や外来種対策を進めることで、生態系の保全と質の向上に努めます。豊かな自然を有する都市公園においては、立地条件や利用形態等の特性を踏まえながら生態系の保全と質の向上に努めます。
33	p38 「ウ」について 屋敷林は生物多様性や環境面で地域住民や自治体に恩恵をもたらしているが、維持管理や納税、苦情といった負担を地主が引き受けている。本方針案において、区市町村による屋敷林の保全の取組を支援していくことに賛成する。屋敷林保全は都民の利益に叶うという観点から、この支援を十分に手厚く行うべきである。また屋敷林の歴史性や効能、保全の取組に対する理解を広げるために普及啓発を強化するべきである。	いただいた御意見は、関係者と共有し、今後の取組の参考とさせていただきます。
34	ネイチャーポジティブが謳われているわりに、それに関する取組の記載があまりないと感じる。近年、井の頭池や長池（八王子市）のかいぼりの一環で、埋土種子から絶滅したと思われる植物種が復活することがあったが、ネイチャーポジティブの具体的なイメージを持つには良い具体例だと思われるので、コラムで取り上げてはどうだろうか。また、埋土種子から絶滅危惧種等を復活させる手法などは施策に取り入れることを検討していただきたい。	いただいた御意見をふまえ、井の頭池における自然再生の取組に関するコラムを追加しました。

意見の概要	都の考え方
<p>35 東京都の場合、復元生態学の視点を保全に盛り込む（明示する）ことが必要ではないか。とくに里山環境の管理放棄が、全国に先駆けて早い時代から始まったこと、都市開発も相まって、保全上重要な場所が面的に極めて限定されてしか残されていないことから、かつては良好だった自然で今は劣化した自然を再管理により再生する需要が、東京都では非常に高い状況である。</p> <p>限られた人的金銭的資源の制約があるなか、</p> <p>①どこから優先的に管理をしていくべきか、復元ポテンシャルが高い立地はどこか。</p> <p>②①の可能性が低い場合どうするか（自前で周辺からターゲット種の種子を採取して利用、地域性種苗（注）を利用）の検討が必要。東京都では、とくに大切な視点だと思っており、エッセンスだけでも盛り込んだ方がよいのではないかと思います。</p>	<p>いただいた御意見をふまえ、井の頭池における自然再生の取組に関するコラムを追加しました。また、いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
<p>36 方針の文中には「東京都には自然史情報を収集、蓄積、分析する博物館機能を有する専門施設がないため、野生生物全般の状況を把握するための系統的、網羅的な調査は行われておらず、行政が保有する調査結果等の生物多様性に関する情報も一元的に集約、蓄積されてきませんでした。」との指摘がなされているが、「戦略5 専門知・伝統知等に基づく保全の推進」には、博物館機能を有する専門施設についての言及はなく、単に情報を収集・蓄積していく、という旨の言及がなされているのみである。生物多様性センターのような機能を持たせた施設の設置や取組を行ってはいかがか。</p>	<p>いただいた御意見をふまえ、以下の通り修正しました。</p> <p>【修正箇所】 p41（1）</p> <p>…それらを扱える専門的知識を持つ人材の関与を実現し、<u>情報収集や発信と共に保全活動など具体的行動を促す拠点として、（仮称）東京都自然環境デジタルミュージアムの整備及び、東京都生物多様性推進センターとの連携を進めていきます。</u></p> <p>P42「ウ」</p> <p>…専門知を活用しながらに取り組みます。<u>これら取組の拠点として（仮称）東京都自然環境デジタルミュージアムの整備を進めていきます。</u></p>
<p>37 専門知・伝統知等に基づく保全について、環境の変化の情報を集約して集め、気軽に専門家が情報提供し、ときには一緒に解決策を考えることができる施設・機能がほしい。</p>	<p>いただいた御意見をふまえ、以下の通り修正しました。</p> <p>【修正箇所】 p41（1）</p> <p>…それらを扱える専門的知識を持つ人材の関与を実現し、<u>情報収集や発信と共に保全活動など具体的行動を促す拠点として、（仮称）東京都自然環境デジタルミュージアムの整備及び、東京都生物多様性推進センターとの連携を進めていきます。</u></p> <p>P42「ウ」</p> <p>…専門知を活用しながらに取り組みます。<u>これら取組の拠点として（仮称）東京都自然環境デジタルミュージアムの整備を進めていきます。</u></p>
<p>38 p41「イ」について</p> <p>生物情報の蓄積やその活用にあたって、デジタルの特性を積極的に活かすという趣旨に賛成する。さらに、標本や文献等の資料を収蔵したり、都民がこうした資料に直に触れたり集ったりする場合は、都民に親しまれ利用されるものになるように十分な規模で整備すべきである。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

意見の概要		都の考え方
39	p42「ウ」について 専門機関と連携を深めて取り組んでいくことに賛成する。専門機関との情報等のやりとりを的確に実行していくため、行政内部に専門職員を配置または増員する、という記述を追記して欲しい。	いただいた御意見をふまえ、以下の通り修正しました。 【追記箇所】 p48（1） …条例などの活用を進めます。その際、専門知見を施策に取り込んでいくために必要となる行政内部の人材育成等にも取り組んでいきます。
40	p43「エ」について 記録収集することだけでなく、伝統知・地域知に触れる体験会や講習会の開催や、伝統知・地域知が実践されている保全地域等を増やす取組を行うことも追記して欲しい。生きた知恵・技術として継承することが重要である。	いただいた御意見をふまえ、以下の通り修正しました。 【修正箇所】 p43「エ」 こうした伝統知等が散逸し、失われることなく、保全管理を次世代につなげ、それらを生物多様性の保全に携わる多くの主体が積極的に活用していけるよう、事例紹介として取りまとめ、地域の伝統的な知恵等のデジタル・アーカイブ化を進めるとともに知恵や技術の継承や実践を推進していきますや、実際にそれら知恵や技術を体験する機会の創出も進めていきます。
41	このような内容を進めていくうえでボランティア中心というだけでは限界があるかと思う。今の東京都の環境と野生生物は東京の宝として、次世代に引き継いでいく責任があり、そのような責任をボランティアに転嫁させてはいけないと思う。保全や生物学を学んできた人材が一生の仕事として携われるような仕組み作りをしていただきたい。	いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
42	p45「イ」 ①～④について 東京都の自然および生活環境を良好に保つためには、農地のもつ環境保全機能を維持していく必要があり、これらの施策に賛成である。現状では農地の保全は十分に行われておらず、農地が減少し続けている。農家以外の都民を対象とした取組も広がっていない。時代に相応しい農業政策を真剣に進めるべきである。	いただいた御意見は関係者と共有し、今後の取組の参考とさせていただきます。
43	各取り組みの先導あるいはサポートとなる行政担当部署がどこになるのかも明確ではなく、都各局の組織図が解らない一般都民には、この方針による取り組みや事業がどのような形で現実化するのかが不安。	今回は対策を実践していくための基本的な考え方や対応の方向性を示すものとなりますが、いただいた御意見は、今後の具体的な取組の参考とさせていただきます。
44	生態系の保全や生物多様性保全を進めていくためにはそれなりの財源が必要になる。その財源として他の自治体などでもやっている「環境税」などを広く都民から集めることを東京都でも考えるべきではないでしょうか。東京都のネイチャーポジティブの実現には広く都民の理解が必要であります。都民に広く負担をしていただくこともまた必要ではないでしょうか。	いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
第4章 エリアごとの保全戦略		
45	海洋（海の中）はこの戦略的保護方針の対象なのか明記する必要がある。	第4章において、保護上重要な野生生物種の保全の視点から対象となる海域エリアも含まれております。

意見の概要	都の考え方
<p>46 西多摩（森林環境エリア）は多くのエリアが自然公園であり、自然公園法の目的にも「自然の風景地の保護」「生物多様性への寄与」が謳われているが、現状では保全のための施策は「地種区分」と「指定植物制度」しかなく、公園の利用形態が多様化する中でそれらの行為規制にほぼ効果を発揮できていない。利用施設に関する公園事業は多々あれど、保護施設に関するものは皆無なのではないだろうか。</p>	<p>いただいた御意見は関係者と共有し、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
<p>47 p.52 下6行目について 奥多摩地域での比較的規模の大きい露岩地は、石灰岩とチャート（珪質岩）からなります。これらの露岩地はシカが侵入しにくく、希少植物のホットスポットになっている他、ハヤブサの営巣地としても利用されています。参照「多摩川流域（東京都域）における絶滅危惧種ハヤブサの生態に関する調査研究」 これらのことから、チャートも含めた露岩地について言及し、そのうえで石灰岩の岩質による特質性に説明すべきと思います。</p> <p>p52の表4-1も上記に伴い以下の通り変更すべきである。 「石灰岩地/山地に分布する石灰岩が露出した地帯」→「露岩地帯/山地に分布する石灰岩やチャートが露出した地帯」</p>	<p>こちらは、特定植物群落から引用し、このような記述としております。いただいた御意見をふまえ、以下の通り修正しました。</p> <p>【修正箇所】 p52,53 表4-1 石灰岩地植生 図4-2 石灰岩地植生の出典を追加 図4-2凡例 石灰岩地植生</p>
<p>48 p52 表4-1について 「溪谷の岩場環境 / 南秋川溪谷の溪谷植物群落分布地」で溪谷植物を南秋川に限定する理由が不明。「溪谷の岩場環境 / 多摩川・秋川流域の溪谷植物群落」としてはいかがか。</p>	<p>いただいた御意見をふまえ、以下の通り修正しました。</p> <p>【修正箇所】 p52 表4-1「溪谷の岩場環境 / 多摩川・南秋川流域の溪谷植物群落」</p>
<p>49 すでに指定当初の自然公園内の景観は大きく変容し、インパクトを与えている人為の規制だけでは森林生態系の自然回復が見込めない現在、東京都としては最低限、植生復元施設・自然再生施設などの公園事業や秩父多摩甲斐国立公園における生態系維持回復事業を公園計画に位置付けて事業化すべき。</p>	<p>いただいた御意見は関係者と共有し、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
<p>50 p58（2）について 里山環境エリア西部の森林環境エリアに隣接する地域では数年前からイノシシの進出が見られ、かつて絶滅危惧種が生えていた谷戸田跡の湿地が又タ場となってしまっている。数年以内に起こり得る問題として、里山環境エリアにおけるイノシシや二ホンジカの進出等といった増加する哺乳類による絶滅危惧種の個体の減少及び生息環境の消失や劣化といった影響に言及してもいいのではないだろうか。</p>	<p>いただいた御意見をふまえ、修正いたしました。さらには、第2章にて野生生物の保全上の課題として挙げていたオーバーユースの問題にもふれ、里山環境エリアの課題を再整理いたしました。</p> <p>【修正箇所】 p58「ア」 表題：開発や手入れ不足、過剰利用によるハビタットの減少や劣化 本文：…アカハライモリなどのハビタット（野生生物が生息・生育に利用する場）が失われつつあります。 さらに、今後、二ホンジカやイノシシの森林環境エリアから里山環境エリアへの進出が懸念され、絶滅危惧種の個体の減少及び生息環境の消失や劣化等がより深刻になるおそれがあります。</p> <p>また、一部の里山環境では市街地からのアクセスが比較的容易であることから、希少種の生息・生育エリア情報をSNS等で得た多くの人々が、写真撮影等に訪れ、生息・生育地に踏み入ることにより、希少種がさらに減少する要因となっています。</p>

意見の概要		都の考え方
51	p59「オ」について 里山等の現場では、保全作業の担い手が不足している一方、やってみたいという人は大勢おり、マッチングが課題となっている。現地活動団体が、作業のほかに広報やコーディネートまでを網羅的に行うことは困難で、これをカバーする「里山へGO!」等のプログラムは優れた取組である。しかし、現状では期待されている実施規模に達していないことから、相当量の拡充を行うべきである。	いただいた御意見は関係者と共有し、今後の取組の参考とさせていただきます。
52	p62について 「塩生湿地」は「塩性湿地」ではないか。	いただいた御意見をふまえ、以下の通り修正しました。 【修正箇所】 p62「ウ」 沿岸河口部に広がっていた塩生性湿地が改変…
53	p63「エ」について 「外来種対策に関する普及啓発を進め・・・」の部分は、都独自の対策をもっと強調するため、以下のように記述されるのはいかがか。 →「TOKYO外来種対策3&3」の普及啓発を進め、新たな外来種の侵入や・・・。 さらに、「地域と連携した効果的かつ継続的な防除対策を進めます」の「地域」について、防除主体をもっと具体的に以下のように記述してほしい。 →地方公共団体、土地所有者、公園管理者、市民団体等と連携し、効果的かつ継続的な防除対策を進めます。	いただいた御意見をふまえ、以下の通り修正しました。 【修正箇所】 p63「エ」 外来種対策に関するの普及啓発として「TOKYO外来種対策3&3」の浸透を進め、新たな外来種の侵入や分布拡散の早期発見につなげます。また、都版外来種対策リスト等を活用し、適切な手法のもと地域と連携した行政や公園・緑地等の施設管理者、土地所有者、市民団体等が連携し、効果的かつ継続的な防除外来種対策を進めます。
54	p64-67について 河川の草地環境の代表的な生息種であるカヤネズミの記述がないので、盛り込む必要があるのではないか。	いただいた御意見をふまえ、以下の通り修正しました。 【追記箇所】 p64 表4-4 河辺・沼沢草原 主な生息・生育種 <u>カヤネズミ</u>
55	p66「エ」について 流されて消失してしまう現現象の記載があるが、「上流からの漂着物に覆われ消失」を追記してほしい。	いただいた御意見をふまえ、下記の通り修正しました。 【追記箇所】 p66「エ」 一気に流され消失してしまう現象や、上流からの漂流物に覆われ消失してしまう現象が生じており、
56	p67「イ」について 水産資源、特に釣魚については、東京都の水系に産する集団とは遺伝的に異なる外来集団が産業として放流されている。外来集団を用いない方法へ早急に転換するべきである。 水産種苗の放流は必ずしも資源を増大させないことがわかってきている。また、環境改善を行わずに釣魚及び卵を放流するのは河川の釣り堀化であり好ましくない。河床や河川周辺環境改善、漁獲規制によって資源を増やす取組へと転換していくべきである。	いただいた御意見は関係者と共有し、今後の取組の参考とさせていただきます。
57	p67「ウ」について 河川を通じて分布拡散する外来種については、上流下流の地方公共団体、市民同士のネットワークによる情報交換や協働防除が必要である。とりわけ、上流側の地方公共団体、市民は下流に対しての責任を持ってもらいたいという意味で東京都や国土交通省の指導があるべきと考える。	いただいた御意見は関係者と共有し、今後の取組の参考とさせていただきます。

意見の概要		都の考え方
58	河川環境エリアに、例えば氾濫原としての止水の湿地が含まれていないが、東京都レッドリストに多く含まれるカヤツリグサ科などは絶滅リスクが高い。域外保全施設で種保存、育苗、生育地へ戻す活動を計画的に実施する必要がある。	いただいた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。また、いただいた御意見をふまえ、修正させていただきました。 【修正箇所】 p67「エ」 表題：河川中下流部の湿地や礫河原の保全を推進
59	p69 図4-13について 河川・沼沢草原の範囲について、海の森、中央防波堤・砂町排水機場周辺の埋め立て地はすでに河川・沼沢草原ではないのではないか。	図4-13は東京都現存植生図調査（2007）を元に作成しております。P69に出典を追記いたしました。
60	p71（3）について 「5. 東京湾エリア」の戦略的保全に向けた具体的な取組として、戦略3の「外来種対策の実践の促進」で取り上げている「港湾・空港での徹底した水際対策」を追記するべきではないか。	いただいた御意見をふまえ、以下の通り修正しました。 【追記箇所】 p71「イ」 …保護上重要な生態系の保全に向けた取組を進めていきます。 また、港湾や空港など、海外との窓口や国内流通の起点となる場所において、関係者や国と連携し、外来種の侵入監視を強化し、早期発見に努めます。
61	p71「ウ」について モニタリングについて、泥干潟が砂干潟に変化することで、泥干潟依存の生物が消失する可能性があるため（逆もある）、粒状や各干潟面積の監視が必要。またその原因も特定し各干潟を維持するよう対策を行う必要がある。	いただいた御意見は関係者と共有し、今後の取組の参考とさせていただきます。
62	p72（1）下から4行目について 「無人島である八丈小島と海岸草原ではクロアシアホウドリが繁殖し、」は「無人島である八丈小島『の』（？）海岸草原ではクロアシアホウドリが繁殖し、」ではないか。	いただいた御意見をふまえ、以下の通り修正しました。 【修正箇所】 p72（1） 無人島である八丈小島と海岸草原ではクロアシアホウドリが繁殖し、同様の環境を有する鳥島では、それに加え特別天然記念物であるアホウドリも繁殖しています。
用語解説		
63	用語解説について 本文が西暦で統一されているが用語解説では元号が混在している。また、「浅場」の解説の下3行目の「りん」は「リン」では。	いただいた御意見をふまえ、用語解説内は全て西暦での記載へ修正しました。また、「リン」の記載も修正しました。